

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外
設置者 株式会社ウオロク 他2者
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 午前9時30分から午後9時00分
(変更後) 午前6時15分から午後9時45分
(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
(変更前) 午前9時00分から午後8時30分
(変更後) 午前6時00分から午後10時00分
- 3 変更年月日
平成31年2月20日
- 4 変更の理由
アークランドサカモト株式会社の営業時刻を変更するため。
- 5 届出年月日
平成31年2月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成31年2月19日から平成31年6月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp